

上尾市と東京電力パワーグリッド株式会社の

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定

上尾市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、上尾市のゼロカーボンシティ（2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ）実現に向けた持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化へのエネルギーへの転換に向けた施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会・循環型社会の実現及びレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
- （2）再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
- （3）脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- （4）省エネ推進に向けた取組に関すること
- （5）レジリエンスの強化に関すること
- （6）脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す取組に関すること
- （7）生物多様性など自然環境を持つ多様な機能の維持・向上に関すること
- （8）上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な内容・取組については、甲及び乙が協議の上、別途取り決めるものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡・調整・協議）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑で効率的に進めるため、必要に応じて連絡・調整・協議を行うこととする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報について、第1条に定める目的の範囲内のみで使用するものとし、書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及び必要な事項については、この協定の趣旨に従い、両当事者間で別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年5月24日

甲 上尾市
上尾市長

富山 稔

乙 東京電力パワーグリッド株式会社
埼玉総支社長

河野 誠